

## 経過措置・留意事項

経過措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童発達支援管理責任者は、障害福祉サービスに必置とされているサービス管理責任者の要件と同様とし、同等の実務経験者及び研修修了者とする</li> <li>□ 実務経験の範囲は、サービス管理責任者の範囲と同様とし、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間は、研修を受講していなくても要件を満たしているとみなす</li> <li>□ 旧知的障害児通園施設（指定児童発達支援センターとみなされたものに限る）に置くべき児童指導員及び保育士の総数は、当分の間、乳幼児の数を4で除して得た数及び少年7.5で除して得た合計数以上とする。</li> <li>□ 難聴幼児通園施設（指定児童発達支援センターとみなされたものに限る）については、言語聴覚士を4人以上置かなければならないが、当分の間、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練職員をそれぞれ2人以上とする。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 児童発達支援管理責任者は、指定基準上必要とする児童指導員等の員数に算定することはできない。ただし指定障害児通所支援事業所の管理上支障がない場合は、管理者との兼務をすることができる。</li> <li>□ 機能訓練担当職員について、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、訓練を担当する機能訓練担当職員を配置することとされているが、具体的な職種については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士および心理指導担当職員とする。配置した場合には、指定基準上必要とする児童指導員等の数に算定することができる。また主として重症心身障害児を通わせる指定障害児通所支援事業所にあつては、機能訓練担当職員を必置とする。</li> <li>□ 児童発達支援（児童発達支援センターであるものを除く）及び放課後等デイサービスについては、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、1又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを1の事業所として指定することができる。 ただし、従たる事業所の利用定員は5人以上、主たる事業所と従たる事業所との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であつて、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</li> <li>□ 障害児通所支援のサービス提供時間について 障害児通所給付費の報酬の算定に当たって、当該障害児通所支援に係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの通所支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該通所支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。 なお、指定障害児通所支援事業所等においては、標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに、サービスの提供開始に当たって、通所給付決定保護者等に対し、事前十分説明を行う必要があること。</li> </ul>